

# 第 2 回 臨 時 会 議 録

令和 3 年 5 月 12 日（水）開会

南 小 国 町 議 会

## 令和3年第2回南小国町議会臨時会会議録（第1号）

令和3年5月12日

於 議 場

### 1. 議事日程

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第37号 専決処分の報告について（令和2年度南小国町一般会計補正予算書（第15号））
- 日程第4 議案第38号 専決処分の報告について（南小国町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第5 議案第39号 専決処分の報告について（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第6 議案第40号 専決処分の報告について（令和2年度南小国町一般会計補正予算書（第16号））
- 日程第7 議案第41号 令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）
- 日程第8 議案第42号 工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第43号 物品購入契約の締結について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番	穴 井 則 之	2番	佐 藤 毅
3番	井 野 和 哉	4番	井 上 則 臣
5番	矢津田 道 夫	6番	下 城 孔志郎
7番	児 玉 秀次郎	8番	穴 井 千 秋
9番	森 永 一 美	10番	平 野 昭 夫

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長 河 本 孝 博 会計年度任用職員 室 原 明 子

### 5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長 高 橋 周 二 総務課長 佐 藤 徹

建設課長	北里能藏	福祉課長	朝日康博
農林課長	本田圭一郎	まちづくり課長	宮崎智博
税務課長 (会計管理者兼務)	松岡洋	町民課長	河津頼子
教育委員会事務局長	穴井康治		

開会 午後1時25分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） それでは、皆さん、改めて、こんにちは。

本日の出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより令和3年第2回南小国町議会臨時会を開会いたします。

本日は、岩切教育長が所用につき欠席ということですので、御報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野昭夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、井上則臣議員、5番、矢津田道夫議員を指名といたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（平野昭夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定をいたしました。

-----○-----

#### 日程第3 議案第37号 専決処分の報告について（令和2年度南小国町一般会計補正予算書（第15号））

○議長（平野昭夫君） 日程第3、議案第37号、専決処分の報告について（令和2年度南小国町一般会計補正予算書（第15号））を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第37号、専決処分の報告について（令和2年度南小国町一般会計補正予算書（第15号））について、歳入につきましては総務課長、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第37号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月12日提出、南小国町長、高橋周二。

専第2号、令和2年度南小国町一般会計補正予算書（第15号）。

次のページをお願いいたします。専第2号、専決処分書。令和2年度南小国町一般会計補正予算書（第15号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月26日、南小国町長、高橋周二。

次のページをお願いいたします。専第2号、令和2年度南小国町一般会計補正予算書（第15号）。

次のページをお願いいたします。令和2年度南小国町の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,815万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億2,581万3,000円とする。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月26日専決、南小国町長、高橋周二。

4ページをお願いいたします。第2表、地方債補正。起債の目的、災害復旧事業債、今回5,690万円を減額し、1,450万円とするものです。現在の利率につきましては0.3%でございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

分担金及び負担金、負担金、災害復旧費負担金、今回151万6,000円を減額し、157万7,000円とするものです。農林水産施設災害復旧費負担金の減でございます。

次のページをお願いいたします。国庫支出金、国庫負担金、災害復旧費国庫負担金、今回5,685万9,000円を増額し、1億9,997万3,000円とするものでございます。公共土木災害復旧負担金の増でございます。

次のページをお願いいたします。県支出金、県補助金、災害復旧事業補助金、今回8,379万5,000円を減額し、1億2,976万1,000円とするものです。農林水産施設災害復旧補助金の減でございます。

10ページでございます。寄附金、寄附金、指定寄附金、今回543万4,000円を増額して、543万4,000円とするものでございます。内容といたしましては、令和2年7月豪雨災害寄附金です。

11ページをお願いいたします。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金、今回3,823万9,000円を減額し、3億1,501万4,000円とするものでございます。予算ベースの基金残高は、8億6,968万6,641円でございます。

数字で申します。８６９６８６６４１でございます。

次のページです。町債、町債、災害復旧事業債、今回５，６９０万円を減額し、１，４５０万円とするものです。現年発生災害復旧事業債の減でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

総務費、総務管理費、財政管理費、今回１，０００円を増額し、１０億６２９万円とするものでございます。ふるさと納税基金利子の積立金でございます。

続きまして、ふるさと納税基金費、今回１，０００円を減額して、０円とするものでございます。内容といたしましては、ふるさと納税基金積立金分の減額でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） １４ページをお願いします。災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、農地災害復旧費、今回３，３５０万円を減額し、５，５５６万３，０００円とするものです。工事請負費３，３５０万円の減額です。令和２年度の災害復旧費国庫補助金の配分率が８５％から４０％になったことによる歳出、工事請負費の減額です。

農業用施設災害復旧費、今回８，４６５万７，０００円を減額し、１億１，８２１万円とするものです。工事請負費８，４００万円の減額、こちらも同様に国の補助金の配分率・配分額にあわせた歳出、工事請負費の減額となっております。負担金補助及び交付金６５万７，０００円の減額に関しては、南小国西部地区県営農地等災害復旧事業負担金、県代行事業となっておりますミステリーロードの町分の負担金ですが、令和２年度は用地費のみが必要となりましたので、工事費分も計上しておりましたので、その分の減額となっております。

林道災害復旧費、今回補正の増減はございません。林道災害復旧費事業の補助率確定による財源組替です。

次のページをお願いします。公共土木災害復旧費、公共土木災害復旧費、今回補正の増減はございません。補助率確定による財源組替です。

応急災害復旧費、今回補正の増減はございません。特定財源、寄附金充当による財源組替です。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反

対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、議案第37号、専決処分の報告について（令和2年度南小国町一般会計補正予算書（第15号））を採決といたします。

お諮りします。本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定されました。

-----○-----

日程第4 議案第38号 専決処分の報告について（南小国町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

○議長（平野昭夫君） 日程第4、議案第38号、専決処分の報告について（南小国町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第38号、専決処分の報告について（南小国町税条例等の一部を改正する条例の制定について）は、税務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 議案第38号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和3年5月12日提出、南小国町長、高橋周二。

専第3号、南小国町税条例等の一部を改正する条例。

次のページをお願いします。専第3号、専決処分書。南小国町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日、南小国町長、高橋周二。

今回の改正ですが、地方税法の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、4月1日より施行されるものもあることから、税条例等の改正を専決処分により行ったものでございます。

次のページをお願いします。南小国町税条例等の一部を改正する条例の改め文となります。第1条は南小国町税条例等の一部改正について、4ページの下から4行目の第2条は過去の改正条例の一部改正について、5ページの中段からは今回の改正条例の附則となっております。

そのまま7ページの次のページをお願いいたします。新旧対照表になります。改正の概要を御説明いたします。

第24条は、個人の町民税の非課税の範囲に係る扶養親族について見直しが行われたことに伴う改正です。

第34条の7は、寄附金税額控除における寄附金の範囲について見直しが行われたことに伴う改正です。

次のページになります。第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の提出方法について、次のページになります、続く、第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出方法について見直しが行われたことに伴う改正です。

第53条の8、及び、次のページになります、第53条の9は、退職所得申告書の提出方法について見直しが行われたことに伴う改正です。

第81条の4は、軽自動車に係る環境性能割の税率について見直しが行われたことに伴う改正でございます。

5ページからは、附則の改正でございます。

第5条は、本則第24条の改正に伴う改正となっております。

第6条は、医療費控除の特例の延長に伴う改正です。

第10条の2は、法改正による項ずれに伴う改正です。

次のページをお願いします。第10条の4は、熊本地震に係る固定資産税の特例の延長に伴う改正です。

第11条から9ページの第15条までは、固定資産税の特例の延長に伴う改正でございます。

10ページの第15条の2から12ページの第16条までは、軽自動車税の特例の延長に伴う改正です。

13ページになります。第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の延長に伴う改正でございます。

14ページからは、過去の改正条例のうち、今回の条例改正に伴い読替えや条文の追加が必要となった箇所を修正を行っております。

それでは、改め文の5ページにお戻りください。中段にございます施行期日です。第1条、この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる

規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、第1条中、南小国町税条例第34条の7第1項第1号の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定、令和4年1月1日。

第2号、第1条中、南小国町税条例第24条第2項、及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定、令和6年1月1日。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑はありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、議案第38号、専決処分の報告について（南小国町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を採決します。

お諮りします。本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定されました。

-----○-----

#### 日程第5 議案第39号 専決処分の報告について（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（平野昭夫君） 日程第5、議案第39号、専決処分の報告について（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第39号、専決処分の報告について（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について）は、総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第39号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月12日提出、南小国町長、高橋周二。

専第4号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

次のページをお願いいたします。専第4号、専決処分書。固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日、南小国町長、高橋周二。

次のページをお願いいたします。改め文となります。固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

固定資産評価審査委員会条例（平成11年南小国町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次のページの新旧対照表を御覧ください。右側が改正前、左側が改正後となっております。

改正前の第4条第4項の下線部を削除するものです。そして、第5項、第6項を1項ずつ繰上げを行います。

第8条第5項、棒線部の「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」と改正するものでございます。

改正内容は、令和3年度税制改正の大綱に基づき、国税と同様に地方税関係書類のうち、納税者の押印を求めているものについて押印を不要とする改正を行うものでございます。

1ページ前へお戻りください。附則でございませぬ。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） この条例が専決処分されたことにつきまして2件ありますけれど、国からのあれが間に合わなかったのか、その理由を御説明願いたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 改正自体は早めに来ておりますけれども、令文等は3月議会には間に合いませんでしたので、その後に専決をさせていただいて、今回報告させていただくものでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 要は、内容的に決めるのに時間がかかったということでございますね。

○議長（平野昭夫君） 答弁はいいですか。

○4番（井上則臣君） すみません、一応条例ですから、やはり専決というのは簡単にはできない部分がありましたので、その理由をお尋ねした次第でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 3月議会が終わった後に国から改正の令文等が来ておりますので、専決をさせていただいて、今回報告をするものでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。ないですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、議案第39号、専決処分の報告について（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について）を採決といたします。

お諮りします。本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定されました。

-----○-----

#### 日程第6 議案第40号 専決処分の報告について（令和2年度南小国町一般会計補正予算書（第16号））

○議長（平野昭夫君） 日程第6、議案第40号、専決処分の報告について（令和2年度南小国町一般会計補正予算書（第16号））を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第40号、専決処分の報告について（令和2年度南小国町一般会計補正予算書（第16号））について、歳入につきまして総務課長、歳出に

つきまして各課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第40号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月12日提出、南小国町長、高橋周二。

専第5号、令和2年度南小国町一般会計補正予算書（第16号）。

次のページをお願いいたします。専第5号、専決処分書。令和2年度南小国町一般会計補正予算書（第16号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日、南小国町長、高橋周二。

次のページをお願いいたします。専第5号、令和2年度南小国町一般会計補正予算書（第16号）。

次のページをお願いいたします。令和2年度南小国町の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億2,641万3,000円とする。

第2条、繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月31日専決、南小国町長、高橋周二。

4ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正。総務費、総務管理費、南小国町地籍調査事業、今回60万円を増額し、676万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。第3表、地方債補正。起債の目的、過疎対策事業債、今回620万円を増額し、9,320万円とするものでございます。現在の利率でございますけれども、0.05%でございます。

8ページをお願いいたします。歳入でございます。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金、今回560万円を減額し、3億941万4,000円とするものでございます。予算ベースの基金残高でございます。8億7,528万6,641円。数字で申します。875286641でございます。

次のページをお願いいたします。町債、町債、過疎対策事業債、今回620万円を増額して、9,320万円とするものでございます。過疎対策事業債の増でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 10ページをお願いします。歳出です。

総務費、総務管理費、地籍調査費、今回60万円を増額補正し、5,999万9,000円とするものです。需用費と備品購入費の補正です。令和2年度の地籍調査事業は、県による補助金交付決定が例年より大幅に遅れたことから3月議会の補正（第13号）予算におきまして事業費の一部の繰越明許費を計上したところですが、その際、事務費が計上されていなかったため、今回補正を行うものでございます。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 11ページをお願いします。土木費、道路橋梁費、道路新設改良費、今回補正の増減はございません。繰越額、起債額確定による一般財源から特定財源、地方債への財源組替です。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑はありませんか。ないですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、議案第40号、専決処分の報告について（令和2年度南小国町一般会計補正予算書（第16号））を採決します。

お諮りします。本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定されました。

-----○-----

日程第7 議案第41号 令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）

○議長（平野昭夫君） 日程第7、議案第41号、令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第41号、令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第1

号) について、歳入については総務課長、歳出については各課長より説明させます。

○議長(平野昭夫君) はい、総務課長。

○総務課長(佐藤 徹君) 議案第41号、令和3年度南小国町一般会計補正予算書(第1号)。

次ページをお願いいたします。令和3年度南小国町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,518万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億2,411万6,000円とする。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年5月12日提出、南小国町長、高橋周二。

4ページをお願いいたします。第2表、地方債補正。起債の目的、災害復旧事業債、今回1,430万円を増額し、3億1,517万円とするものでございます。各起債の利率でございますけれども、一般単独災害復旧事業債につきましては0.3%、小災害復旧事業債につきましては0.002%でございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金、衛生費国庫補助金、今回116万6,000円を増額し、2,181万4,000円とするものでございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

8ページです。県支出金、県補助金、災害復旧事業補助金、今回475万7,000円を増額し、4,830万円とするものでございます。令和2年7月豪雨被災者等支援交付金でございます。

9ページをお願いいたします。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金、今回1,496万5,000円を増額し、1億2,410万円とするものでございます。予算ベースの基金残高でございますけれども、7億7,128万6,641円でございます。数字で申します。771286641でございます。

10ページをお願いいたします。町債、町債、災害復旧事業債、今回1,430万円を増額して、3億1,517万円とするものでございます。一般単独災害復旧事業債1,150万円、小災害復旧事業債280万円でございます。

以上です。

○議長(平野昭夫君) はい、町民課長。

○町民課長(河津頼子君) 11ページをお願いします。歳出。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費です。今回10万7,000円を増額し、2億9,195万6,000円とするものです。内容につきましては、報酬ですが、住民健診及び新型コロナウイルスワクチン接種に従事する会計年度任用職員の時間

外報酬でございます。

続きまして、予防費です。今回108万1,000円を増額いたしまして、4,198万円とするものです。内容につきまして、役務費につきましては新型コロナワクチンの国からの供給が遅れたことに伴う65歳以上の方への通知に関する費用とコールセンター延長に関する費用でございます。委託料につきましては、コールセンターの受付時間延長に関する費用とウェブ予約受付の管理運営強化のための追加機能導入に関する費用でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） 12ページになります。農林水産業費、農業費、農業振興費、今回3,400万円を増額し、1億6,869万6,000円とするものです。負担金補助及び交付金ですけれども、農業用施設災害応急措置事業補助金、農地農業用施設災害復旧工事事業補助金、いずれも災害応急措置事業補助金が当初予算枠75万円でしたけれども、78件分として増額をするものでございます。続きまして、農地農業用施設ですが、当初は1,000万円としていましたが、先ほどと同様、当初予算枠でしたので、農地農業用施設合わせまして162件分に対する補助としております。財源は、8ページ、9ページ、10ページに記載されているものでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 後期高齢者で私もワクチンを受けるようになりまして、今回、後期高齢者の何%が接種するのでしょうか。そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 質問にお答えします。

今回、75歳以上の方、850名の方を対象に御案内をさせていただきました。その中で、昨日現在なんですけど、申込みをいただいている方は82.23%となっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

はい、5番、矢津田道夫議員。

○5番（矢津田道夫君） 12ページなんですけれども、農林課の課長さんにお尋ねします。農業用災害が78件とその下の段が162件ということで、現在、田植えの時期に入っているんですけれども、工事はどのくらい進んでいるのかをお尋ねしたいと

思います。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） 質問にお答えいたします。

最終的な工事の発注、そういったものについては、あくまでも町の発注ではなく、受益者、関係者における発注としておりますので、不明確な部分等もございます。一方で、工事請負業者さんがなかなかつかまらずに、今回は耕作を諦めて、今後の対応という形でされる分も非常に多いという状況です。一方で、令和3年度の補助金の現状の支出の状況なんですけれども、農地農業用施設災害復旧事業分の令和3年分につきましては既に20件、大体948万2,000円ほどの支出を行っております。また、災害応急につきましては、12、3件程度の申請があっておりまして、約80万円強がっております。一方で、令和2年度の災害応急が45件、災害復旧事業が15件程度あっておりますので、今現在で関係者にお話をしているのは、現状での予算というのが今年度に対応するという形で説明をしておりますので、耕作を今年度は行わないという中での対応という部分が今後出てくると思っております。以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、5番、矢津田道夫議員。

○5番（矢津田道夫君） 大変件数にして大きいかと思いますが、水稻関係もできない田があるという話なんですけれども、もしそのほかの転作関係につきまして町からの補助とか何かを考えているのかなというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） すみません、ちょっと聞き取れなかったのですが、耕作ができないものについての補助金ということですか。

○議長（平野昭夫君） 5番、矢津田道夫議員。

○5番（矢津田道夫君） 水稻とかできないところの転作とか、そういう例が出てくるかと思いますが、もしそういう例があった場合、何か違う大豆とか、そんな作物を植えた場合の町の補助とかは考えているのか、お尋ねします。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） 現時点でそういった補助金というのは考えておりません。ただ、耕作ができないからというよりは、コロナの影響、そういった部分というのも逆にあるのかなということも思っているんですけれども、災害とは異なって、災害に関しては現状では考えてはおりません。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） すみません、コロナウイルスのことで、先ほど75歳以上の方が850名おられて、昨日現在で82%の申込みをいただいているということなんですけれど、残りの18%の方への後フォローとか、そういう対応というのは今後どうするか、お考えでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 質問にお答えします。

現在、申込みをされていない方に1件1件電話等で確認をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 町としても850名全員の方になるべくワクチン接種をお願いしたいという意向で後追いをしていくということだと思いますけれど。今回、コールセンターとかネット関係で申込みがあったと思うんですけれども、他の市町村では非常にトラブルが発生したり、よくニュースとかで見ますけれど、本町ではそういう事案とか事例とかはなかったのでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 本町におきましても、5月の段階ではコールセンターへの電話がつながりにくいというところで、たくさんのお電話をいただきました。そこで、6月分の予約に関しまして、5月10日から開始をさせていただいたんですが、役場庁舎内にウェブ予約を職員と一緒にできるパソコンを4台準備いたしまして、事前に個別に内容を通知させていただいた上で予約を開始させていただきました。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

はい、7番、児玉秀次郎議員。

○7番（児玉秀次郎君） この予算の内容には関係ないんですけれど。12ページ、災害復旧事業等が出ていますけれど、僕も一般質問あたりで建設業の業者のランクの見直しを行ったかどうかというお話を何度かさせていただきまして、AとBのランクがありまして、Bランクの業者が大変金額が低いからということで、金額の見直しをということでお話をしまして、今年度に入りまして見直しを行ったということでございますので、その具体的な金額の見直しについてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） すみません、手元に資料を持ってきていないのであれなんですけれど、一般関係の受注額、発注標準額を1,000万円まで上げたというこ

とです。一般の工事請負額、土木関係ですね。そして、災害に特化した部分に関しては、その上限の限度額を1,500万円まで引き上げた。今までよりも倍の金額に引き上げたという措置を取らせていただきました。どうしても、本来ならばランク分けしないのがいいのかもしれませんが、それはいろいろ事情がありまして、大きいところから、A2クラスから一人親方ではないですけど、そういうところもありますので、順位、ランクづけは継続させていただきました。ただ、発注・受注額に関しては様々な状況、御要望等を考慮しまして、倍額に引き上げさせていただいたという状況です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

はい、5番、矢津田道夫議員。

○5番（矢津田道夫君） すみません、コロナ関係の委託料ですね、その業務委託はどこに委託しているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 質問にお答えいたします。

コールセンターの委託は、株式会社SMO南小国に委託をさせていただいています。ウェブの受付につきましては、株式会社マーソというところに委託をさせていただいておまして、そちらは小国町さんとの協議の上で同じ会社に委託をさせていただいております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、5番、矢津田道夫議員。

○5番（矢津田道夫君） これは、職員の方ではなく、委託、SMO、そしてウェブ、個人情報とか町のあれは大丈夫なんでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 個人情報の取扱いにつきましては、コールセンターを設置する以前に、小国町、SMO南小国と十分協議を行いまして、取扱事項を設定した上での委託契約とさせていただいております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。ないですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思います

が、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第41号、令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決をされました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第42号 工事請負契約の締結について

○議長（平野昭夫君） 日程第8、議案第42号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第42号、工事請負契約の締結については、総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第42号、工事請負契約の締結について。

上記の議案を提出する。

令和3年5月12日提出、南小国町長、高橋周二。

南小国町庁舎別館建設工事のため、次の工事請負契約を締結する。

記。

契約の目的、南小国町庁舎別館建設工事。

契約金額、1億3,563万円。

契約の相手方、熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1978番地、株式会社橋本建設、代表取締役、渡邊建英。

提案理由。地方自治法第96条第1項第5号及び南小国町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年南小国町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。公共工事請負仮契約書を添付しております。

また、次のページに計画、建物の配置図を添付しております。

また、次のページに1階の平面図、次のページに2階の平面図、そして北側立面図、西側立面図、次のページに南側立面図、東側立面図を添付させていただいてお

ります。

施設の概要でございますけれども、別館につきましてはR C造2階建て、延面積279.25平方メートル、1階部分につきましては139.625平方メートル、役場会計室、ATM、肥後銀行、農協、それと肥後銀行南小国出張所の店舗、トイレ、食堂、給湯室などの共有スペースとなっております。2階部分につきましては、会議室3部屋、可動間仕切りを動かすことによりまして1部屋に変更が可能となっております。そのほかトイレ、給湯室がございます。会議室1につきましては20人程度、会議室2につきましては8人程度、会議室3には12人程度の収容が可能となっております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 2点、お伺いいたします。

この契約書の中に仕様書が何についていないのかと思います。契約のときには必ず仕様書というのは法的に必要なんですけど、仕様書がついておりません。

それと、もう一つは、この総額が幾らかかるのか。これは建築だけで今1億3,500万円強ですね。そのほかに、また後で外構とか、これは違いますというのがないのか。総額は設計費を込めて幾らかかるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 第1点目の仕様書につきましてでございますけれども、設計図書がございますので、仕様書というか、設計図書になると思っております。

それと、金額でございますけれども、工事請負費が1億3,563万円、そのほかに監理料がありますけれども、それにつきましては金額を今持っておりませんので、後で報告させていただきたいと思います。そのほかに、今のところ、別館自体はこの金額で収まるのではないかと思っております。何かの影響があって、多少変更は出るかもしれませんが、この金額で収まるのではないかと思っております。

それと、昨年、再生可能エネルギーの活用ということで、新しく建てる公共施設につきましては太陽光等の導入をするということになっておりますので、そのほかに、例えば太陽光のパネルとか、そういうのはまた補助金等を見ながら別に上げさせていただこうとは思っているところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 今、設計当初には必ず最初の時点で仕様書というのが出ているはずですが。各床はどうする、壁はどうする、全て、ある意味では品質の指定も出て

いるはずなんです。でないと、見積りそのものがないんですよ、仕様書がなかったら。これは、建築業界の常識ですから。でないと、さっき言った、変更が出る可能性があるということは、仕様書がないから変更が出てしまうんです。変更というのは、こちらがするのであって、請負業者がするものではないんです。発注者がこういう具合に変えてくださいというお願いはしますけれど、建設会社がこういう具合に変わりますなんて言ったら、それは注文の仕方が甚だおかしい世界になると思いますので、必ず仕様書というのは厳しくチェックしてください。それが全てになりますので、お願いしたいと思います。

それと、前からこの庁舎のときからずっと言っているんですけど、建物とか何かを造る場合には、総額が幾らかかるのか、全ての費用が、それを把握した上で、この建築が幾らかかるという、そのあたりをきちっとやっていただかないと。後でこれだけかかります、これだけかかりますというと、どんどんどんどん増えていって、本当に南小国町がそれほど豊かであればいいんですけど。やはりいろんな面での予算を組んでいるわけですから、そのあたりは、総額で15億円かかると、その中でやったら14億円で済んだというように、今後、役場を挙げての取組方ができないかなと思いますけれど、いかがでございますか。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 入札については仕様書に基づいて入札をされておりますので、そういうのは全部業者さんも分かって、町も分かって、変更とかはやるものでございます。

それと、金額ですけれども、大体先ほども言いましたけれども、ほとんどこの金額ではなかろうかと思っております。若干の現場によって変更は出てくるかと思っておりますので、そのときはまた若干の変更はさせていただくと。

それと、先ほど言いました太陽光パネル等も再生可能エネルギーの利用ということで検討しておりますけれども、まだ国の補助金等が正式に決まっておられませんので、そういうところも極力そういうのを見て導入をしたいと思っておりますけれども、まだ国の補助金等が決まっておられませんので、正式に流れてきておりませんので、そこらあたりを見て検討していきたいと思っております。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 僕は、別に責めているわけではないです。今後、計画の進め方次第で、総額で幾らかかると、外構から全て込み、極端に言えば、最後の備品代、全て建物が機能するまで幾らかかるかぐらいは、やはり総額をまずつかんだ上で設計事務所なりいろんなところに依頼するべきだと思います。ただ、金額もなしで、こういうのを造りたいからって、ポンと設計事務所にやっても、極端に言えば、好

き勝手にされても困るんですよね。やはり予算ありきが僕は発注の基本だと思いますので、そのあたり今後いい町をつくるためには僕はぜひそのあたりを頑張っていたきたいと思います。それで、太陽光を入れるのは、町がやるぞと、本気でやるということになっておりますから、当然大事なことです。若干金がかかってもやるべきだと思いますので、そのあたりはよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 御意見、ありがとうございます。

私も、この庁舎建設のときにはいろいろとございましたので、そういったところはしっかりとやらなくてはいけないというのは重々承知しております。一度、議員さんの勉強会するときにもそういった仕様書は多分共有させていただいたのではないかなと考えておまして、それに基づいての積算でこの金額で契約という流れになっているかと考えております。もちろん中身の備品代とか、そういったところまでは含まれてはおりませんので、そういったところの中身の備品をどういったものを用意するのかとか、またあと銀行の部分とかもあったりするものですから、そういったところはもう一度担当者には確認をさせたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、1番、穴井則之議員。

○1番（穴井則之君） 再生可能エネルギーということで太陽光を考えているということですが、この太陽光は単純に売電なのか、蓄電池を利用して電気を利用するのか、どちらですか。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 国の補助金要綱で売電も可能な場合は、余ったときは売電もするし、ほとんど自家消費が主だと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、1番、穴井則之議員。

○1番（穴井則之君） 自家消費ということであれば、パネルのほかに蓄電池も置くということですか。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） まだ詳細に国の補助金の内容等が分かりませんので、そういうところを見て、よければ蓄電池とかも置いたらいいのかなとは思っております。また今後、国の補助金の動向なんかを見て検討していきたいと思っております。令和3年度の補助金の要綱がまだ正式なものが流れてきておりませんので、それを見て検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

はい、3番、井野議員。

○3番（井野和哉君） 工事が始まった際に、建物の部分以外に現場事務所なり資材を置くスペースなり、今の駐車場がどの程度工事関係で潰れるのか、そのあたりが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 工事が始まりますと、建設用地はもちろん資材置場等も出てきますので、ほとんどといたしますか、今の来客駐車場以外の駐車はできないのかなと思っております。こちらの河川側と真ん中の駐車スペース等がありますけれど、あのあたりぐらいしか駐車場としては利用できない可能性があると思います。駐車場の利用について、一般職員の分についてはまたほかに検討しているところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 役場の正面玄関の側での工事になりますので、やはり来庁される方にあまり影響がない形で工事を進めていただきたいと思いますので、そのあたりは建設会社の方と十分打合せをされて、影響が少ない形で施工をお願いできればと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） この契約は入札によって橋本建設が落札したということでございますが、何件ほどの業者があつて、入札ができたのか、教えていただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 5事業所を指名して入札をお願いしたところでございます。以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） これは、県内がほとんどということなんでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 申し訳ございません。今、5事業所と申しましたけれども、6事業所でございます。全て県内の事業所でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第42号、工事請負契約の締結についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第43号 物品購入契約の締結について

○議長（平野昭夫君） 日程第9、議案第43号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第43号、物品購入契約の締結については、総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第43号、物品購入契約の締結について。

自立式LED投光器調達の物品購入契約を次のように締結する。

令和3年5月12日、南小国町長、高橋周二。

1、件名、自立式LED投光器調達。

2、契約の目的、消防団の救助能力向上のため。

3、納入場所、南小国町役場。

4、購入金額、1,482万2,500円。

5、納入期限、令和3年7月30日まで。

6、契約の相手、熊本市中央区菅原町1番25号、三輝物産株式会社、代表取締役、西銘生治。

提案理由。消防団救助能力向上資機材緊急整備事業による自立式LED投光器整備のため、地方自治法第96条第1項第8号及び南小国町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお開きください。物品購入仮契約書を添付しております。

その次に仕様書でございます。仕様書には、品名、規格・数量等を記載してあります。購入数量等も記載してあります。

整備の目的でございますけれども、現在、本町の消防団は夜間活動用の機具を所有しておりません。災害時における効果的な救助活動を図るために配備が済んでいない救助用資機材を整備することを目的としています。災害時のみの使用に限定すると、いざというときに速やかに使用できない可能性があるため、自治会でも積極的に使用していただきたいと考えております。管理については、消防団で管理を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第43号、物品購入契約の締結についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、この事案につきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

本日の日程は、全て終了しました。

これで、令和3年第2回南小国町議会臨時会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午後2時40分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 4番

会議録署名議員 5番

会議録調製者 河本孝博

## 会 議 顛 末

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第37号	専決処分の報告について（令和2年度南小国町一般会計補正予算書（第15号））	5月12日	承認
議案第38号	専決処分の報告について（南小国町税条例等の一部を改正する条例の制定について）	5月12日	承認
議案第39号	専決処分の報告について（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について）	5月12日	承認
議案第40号	専決処分の報告について（令和2年度南小国町一般会計補正予算書（第16号））	5月12日	承認
議案第41号	令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）	5月12日	原案可決
議案第42号	工事請負契約の締結について	5月12日	原案可決
議案第43号	物品購入契約の締結について	5月12日	原案可決

南小国町議会会議録  
令和3年第2回臨時会

令和3年5月発行

発行人 南小国町議会議長 平野 昭 夫

編集人 南小国町議会事務局長 河本 孝 博

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

南小国町議会事務局

〒869-2492 阿蘇郡南小国町大字赤馬場

143番地

電話 (0967) 42-1111